

ろうむつうしん

労務通心

発行所 社会保険労務士法人セルズ
愛知県小牧市安田町190
東京都港区港南2-16-8
ストーリア品川1005
【TEL】0568-73-9218
【FAX】0568-76-7432
【Email】info@cells-sr.com
営業時間:9:00~18:00
休日:土日、祝日、夏期休業
年未年始

今月は労働保険の申告、算定基礎届と総務関係において1年で一番忙しい時期になります。計画的に漏れのないように終わらせましょう。

6月の総務の仕事

- ①労働保険申告準備
- ②算定基礎手続き準備
- ③納付特例を受けている場合、源泉所得税前期納付分準備
- ④夏季賞与準備
- ⑤お中元の準備

パートタイマーへの社会保険の適用がスタートします

今年の10月からパートタイマーなど短時間労働者の社会保険の加入が義務化されることをご存じでしょうか？

従来、社会保険に加入しなければならないパートタイマーの条件は、週の所定労働時間がその事業所の正社員のおおむね4分の3以上（週の所定労働時間が40時間の事業所の場合、30時間以上）の者とされていましたが、今回の改正により平成28年10月より、週の所定労働時間が20時間以上の者にまで適用されることになりました。

具体的な適用拡大の要件として、

- 1 週の所定労働時間が20時間以上であること
- 2 賃金の月額が88,000円（年収106万円）以上であること
- 3 勤務期間が1年以上見込まれること
- 4 学生を適用除外とすること
- 5 規模501人以上の企業（特定適用事業所）を強制適用対象とすること

の5つがあります。

例えば、1日5時間・週5日勤務のパートタイマーは以前は雇用保険のみ加入でしたが、10月からは社会保険の加入が義務となります。サラリーマンの奥さんが社会保険へ加入すると、今まで社会保険の扶養だったのが外れることになるため、場合によっては旦那さんの給与から家族手当など支給されている場合、不支給になることも考えられます。（但し旦那さんの会社の賃金規定によります。）

従来の働きかたで社会保険に加入するか、勤務時間を短くして加入しないか選択が迫られてきます。



セルズからのお願い

6月に入り、労働局や年金事務所など役所からいろいろな書類が送られてきます。その中で労働局から郵送されてくる「労働保険申告書」（緑色または青色のA4サイズ封筒）が労働保険の計算をする際に必要になります。お手数ですが、届きましたら弊社担当者が取りに何うまで保管して頂きますようお願いいたします。またこの「労務通心」に返信用封筒が同封されている場合は、お手数ですが弊社まで返信して頂きますようお願いいたします。



な～るほど助成金(知っていると得、知らないで損する助成金)



職場意識改善助成金が始まりました。職場意識改善助成金とは、労働時間等の設定の改善の取組※により、所定外労働時間の削減(a 全労働者月平均5時間以上)や年次有給休暇の取得促進(b 年間平均取得日数4日以上)を図る中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。来年から有給5日付与の義務化の制度が始まるといわれています。義務化される前に、この助成金を使って労働環境を整えませんか。例年この助成金、9月頃に締め切られる傾向にあります。ご興味のある方は早めにお問合せを！助成額は以下の通り。

対象経費		助成額	
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費		対象経費の合計額 × 補助率 ※ 上限額を超える場合は 上限額	
成果目標の達成状況	a、bともに達成	どちらか一方を達成	どちらも未達成
補助率	3/4	5/8	1/2
上限額	100万円	83万円	67万円

※支給対象となる取組み

- 労働者に対する研修、周知・啓発
- 就業規則・労使協定等の作成・変更(計画的付与制度の導入など)
- デジタル式運行記録計(デジタコ)の導入・更新
- テレワーク用通信機器の導入・更新
- 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新※ab両方達成



毎月給与から控除されている社会保険料ってどうやって決まるのですか？

A 毎月給与から控除されている社会保険料は、人によって金額が違いますよね。社会保険料の決定方法には3つあり、

1. 社会保険に加入した時
2. 年に1度の見直し(4月、5月、6月の給与額の平均)
3. 昇給、降給など給与に大幅な変動があった時

です。

1の場合、加入した人がこれから受けるであろう給与額をあらかじめ算出し、その額を「標準報酬月額等級区分表」にあてはめ保険料を決定します。

2は、実際受けている給与と社会保険の等級が大きくかけ離れないよう、毎年1回一定の期間(4月、5月、6月)に実際支払われた給与の平均を等級区分表にあてはめます。決定した保険料はその年の9月から適用されます。(定時決定)

3は昇給や降給などで給与に大幅な変動があった時、1や2で決定した保険料とかけ離れた状態になるため変更をします。但し給与の変動といっても基本給や住宅手当など毎月決まった額が変更になった場合が該当で、時間外手当など変動手当が変わった場合は認められません。他にも該当するための要件がいくつかあるので、すぐに保険料が変わるというわけではありません。

標準報酬月額等級		標準報酬月額	報酬月額		
健保	厚生	(円)	円以上	～	円未満
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
17	13	200,000	195,000	～	210,000
18	14	220,000	210,000	～	230,000
19	15	240,000	230,000	～	250,000
20	16	260,000	250,000	～	270,000



ちょっとスライク



◆ちょっと前の話になりますが5月15日に「高橋尚子杯岐阜清流マラソン」に参加しました。毎年参加している大会ですが、今年はリオオリンピックマラソン代表の福士加代子選手も急ぎよ参加！注目度がアップしたためか例年よりテレビ局や沿道の応援が多かった気がします。オリンピックもあと2ヶ月ちょっとで開幕ですが、楽しみなのはもちろんですが寝不足にならないかちょっと心配ですね。(青)

◆6月の行事。もうすぐ梅雨入りですね。我が家ではこの時期衣替えに追われています。子どもと自分の分で4人分の衣替え。(旦那には自分でやってもらう)毎年成長する子ども達の服をチェックし、新たな服を購入する為の出費に涙し、自分の「痩せたら着よう！」とずっと行李に入ったままの服の量が年々増えてる事に涙し、ダイエットを始める。。。もう数年続いている我が家の行事です。今年こそは眠っているお洋服を活躍させたいです。(山)